

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
（検討課題等）（6）

起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方（検討課題等）（6）

第1 検察官が働き掛けを行う制度の導入

考えられる制度の概要

- 検察官は、改善更生のために社会内における働き掛けが必要な被疑者について、犯罪事実が認められる場合に、被疑者の同意があるときは、一定の守るべき事項を設定した上で、一定の期間、保護観察官による指導・監督を行うことができるものとする。
- 検察官は、必要があるときは、守るべき事項を変更することができ、その手続は、守るべき事項の設定の手続に準ずるものとする。
- 検察官は、対象とする被疑者の選定及び守るべき事項の設定に当たり、必要があるときは、少年鑑別所に調査を依頼することができるものとする。

【検討課題】

1 制度の必要性及び相当性

- 必要性
 - ・ 起訴に伴う負担を回避して早期の社会復帰を実現しつつ、確実な更生を担保するという趣旨から、この制度を設ける必要性があるか。
- 相当性
 - ・ 裁判所による犯罪事実の認定を経ていないのに検察官が守るべき事項を設定し、保護観察官による一定の処遇を行うこととするのは相当か。

2 対象者等

- 想定される対象者や事案
 - ・ 起訴相当の事案の被疑者に限定するか、起訴相当と起訴猶予相当かを区別せず、再犯防止のために働き掛けが必要な事案の被疑者を対象とするか。

3 制度の枠組等

(1) 守るべき事項の設定

- 内容
 - ・ 守るべき事項として、対象者が再犯に及ばずに健全な社会生活を送るために一般的に遵守すべき事項や、犯行の背景となっている特性や問題性を改善するために対象者が履行すべき事項を設定することとするか。

(例)

- ・ 再び犯罪をすることがないよう健全な生活態度を保持すること
- ・ 届け出た住所に定住すること

- ・ 呼出しや訪問に応じること
 - ・ 被害者への接近禁止
 - ・ 被害者に謝罪・賠償すること
 - ・ 社会貢献活動を行うこと
 - ・ 認知行動療法を受けること
 - ・ DV, 児童虐待, 万引き等の事案の再犯防止に向けたプログラムやミーティングに参加すること
- 対象者の選定や守るべき事項の設定のための調査
 - ・ 少年鑑別所等による調査結果を公判で証拠として用いることに制限を設ける必要性・相当性があるか。
 - 同意
 - ・ 同意を必要とする根拠は何か。
 - 裁判官の関与
 - ・ 裁判官の関与を必要的とするか。
 - A案** 裁判官の関与を必要的として, 守るべき事項の適正性及び同意の任意性を確認する仕組みを設ける。
 - B案** 上記のような仕組みを設けず, 裁判官の関与を必要的としない。
 - 弁護士(弁護士)の関与
 - ・ 弁護士の関与を必要的とするか。
 - A案** 守るべき事項の設定に際して弁護士の援助を必要的とする仕組みを設ける。
 - B案** 上記のような仕組みを設けない。
 - 設定すべき守るべき事項の内容の基準の要否
 - A案** 法定することとする。
 - B案** 法定することとはしない。

(2) 指導・監督

- 期間
 - ・ 改善更生のためにどの程度の期間とする必要があるか。そのような期間が対象者の負担の観点から, 相当か。
 - A案** 6月から1年程度の期間とする。
 - B案** 6月より短い期間とする。

(3) その他

- 同意の撤回等
 - ・ 守るべき事項の設定後に, 同意を撤回したり, 同設定から離脱する手続を設けるか。
- 期間の満了の効果
 - A案** 一定の例外を除き, 原則として公訴提起を禁止する旨の規律を

設ける。

B案 上記規律を設けない。

- 守るべき事項に違反した場合の対応
 - ・ 期間延長の措置を設けるか。
- 不服申立て
 - ・ 起訴されたことに対する不服申立ての仕組みを設けるか。

4 少年鑑別所の調査機能の活用の在り方

- 調査の方法及び内容
- 調査の時期